

「県民の声を受けて」 5月1日公表分の概要

平成 25 年 5 月 9 日
戦略企画部

県民の声を受けて、5月1日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は38件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は42件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	25	8	5	3	—	1	—	42

2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施 している	県民の声 を受けて 実施した	今年度内 に反映し たい	次年度以 降に反映 したい	施策の参 考とする	反映は困 難である	計
防災対策部						1		1
戦略企画部						1		1
総務部		3						3
健康福祉部		6				3	2	11
環境生活部		4				1		5
地域連携部		2				2	1	5
農林水産部		4						4
雇用経済部		3				1		4
県土整備部		3						3
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁		1						1
議会事務局			1					1
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		2						2
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局		1						1
計		29	1	—	—	9	3	42

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3. 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

① 勤務、応対等に関するもの

- ・職員の服装、行動等に関する苦情：No. 21、No. 29、No. 30(36)、No. 35
- ・職員の電話応対に対するお礼：No. 31

② 人事、採用、給与等に関するもの

- ・医師の手当等に関する照会：No. 4

(2) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が1件ありました。

県民の声を受けて
(5月Web公開)

- ・平成25年5月掲載分：3月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、Aを印したものは、今月の主な内容（7件）
Aは職員に関するもの（7件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2013/2/18	電子メール	提案意見	救命胴衣の着用について	先日、南太平洋の大地震発生に関連して、各地で行われた閉門作業をテレビで見ました。残念なことに救命胴衣を付けずに作業をしていました。私はかつて東日本大地震の際、津波被害による悲惨な現場を見ています。そこで提案ですが、沿岸部を重点に救命胴衣の配布、所持、着用避難を徹底していただきたいと思います。	防災対策部	防災企画・地域支援	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。県では、市町が行う津波避難対策について、必要な支援を行っているところです。津波による被害をなくすためには、まずは、津波から迅速かつ安全に逃げるため、避難路の整備や避難訓練の実施などによる避難体制づくりが必要です。しかし、避難体制を整備しても、自力では避難行動を取ることが困難な災害時要援護者の存在についても認識しているところです。ライフジャケットの津波への有用性については、様々な意見があり、科学的に検証され結論が出ているわけではありませんが、少しでも救命率を向上させるとの視点からは効果があると考えられます。このため、平成25年度は、災害時要援護者の避難対策を進めていくため、津波から逃げ遅れた際の最後の備えとして、ライフジャケットの整備について支援を行うこととしております。	施策の参考とする
2 (39)	2013/2/27	面談来訪	提案意見	県民の声の公開について	県民の意見に対する回答が県のホームページに掲載されるまでに概ね2ヶ月程度かかっていますが、もっと早くしてください。また、県議会に対する意見の回答については、県議会のホームページでも分かるようにしてください。	戦略企画部	広聴広報課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。県民の方からいただいたご意見等につきましては、担当所属からの回答後、月次更新で可能な限り県のホームページで公開しています。県のホームページで公開する前に個人情報等が含まれていないかを確認するための期間が必要ですのでご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
3	2013/3/25	FAX	苦情	公益法人の職員について	新聞に「県職員を外郭団体に派遣しない」とありましたが、それよりも三重県を退職した職員を外郭団体に押し付けるのをやめてください。現在、ある公益法人にいる三重県を退職した職員の人数は年々増加しています。彼らは高い給料を得ているのに、新聞を2時間ぐらいかけて読み、ぶらぶらしたり、居眠りをしたりしています。本来出勤すべき日に出勤せず、「自宅で業務をしていたから出勤扱いにするように」と部下に命じ、不当に手当てを得ています。彼らも退職後数年間、年金受給までの間はどこかで働かなくてはならないのですが、それならば真剣に働いて欲しいです。直接の上司に訴えても、何もしてくれません。これが公益法人の実態です。勤労意欲が下がります。至急何とかしてください。	総務部	行財政改革推進課	外郭団体等への県職員の再就職は、県在職中の知識や経験を有する人材を必要とする団体からの要請によるものであり、これまで県として団体の人材確保に一定の支援を行う観点から、その要請を踏まえて適任者の情報を提供してきました。しかし、透明性や公平性等が課題となっていたことから、平成24年度に見直しを行い、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」を試行実施しています。新たな制度においては、団体が再就職を希望する県退職予定職員の中から選考により再就職者を決定することとなったため、より団体の必要とする人材の確保が可能となるなどの改善が図られています。今後とも制度の適切な運用に努めるとともに、団体運営への支援として、必要に応じた助言等を行っていきたく考えています。	すでに実施している
4 (A)	2013/2/18	電子メール	照会	医師の待遇について	先日、医師当直「時間外労働」、奈良県の敗訴確定、最高裁が上告棄却という記事を見ました。医師の夜勤は、時間外労働で割増賃金ぐらいは支払われているのだらうと思っていたのですが、当直という名目で時間外労働と認めていない自治体がほとんどであることを知りました。三重県では医師の当直勤務であっても実労働をした場合は、時間外勤務手当は支払われているのでしょうか。また、時間外勤務手当の計算基礎には、医師の初任給調整手当等が入ると考えられますがどうでしょうか。	総務部	人事課	宿日直勤務は、正規の勤務時間以外の時間において、実態としてほとんど労働する必要がなく相当の睡眠設備が設置されていて睡眠時間が確保されているなど断続的に労働に従事する場合の勤務です。本県の県立病院においては、医師が入院患者の病状の急変等に対応するために行う当直勤務を宿日直勤務として、労働基準監督署の許可を受けて当該勤務に対して宿日直手当を支給していますが、宿日直勤務中に緊急の手術や外来救急患者への処置等、通常の業務を行った場合には、時間外勤務手当を支給し、実態に見合った取り扱いをしているところです。また、職員に対して支給される諸手当については、「職員の給与に関する条例」等でその種類、支給を受ける職員の範囲、計算方法、支給方法等が規定されています。時間外勤務手当の算定につきましては、今回の判決を受けて調査・検討を行っています。	すでに実施している
5	2013/3/5	面談来訪	要望	県庁エレベーターについて	県庁内のエレベーターが全然来ません。1階でも、上の階でも、呼び出しボタンをおしてもなかなか来ません。エレベーターが今どの階にいるかも分かりません。改善してください。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。県庁では、東日本大震災による電力需給の逼迫に対応するため、エアコンの設定温度19℃の徹底など省エネ・節電を行っています。本庁舎のエレベーターにつきましても、運転台数の削減（本庁舎5台中2台停止）を実施しているところです。これらの取組により来庁者の皆様には大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、県庁の省エネ・節電の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	すでに実施している
6	2013/3/11	電子メール	提案意見	障がい者用駐車場の設置について	買い物に行った際、一般駐車場は満車でしたが、障がい者用の駐車場は空いていました。その旨を店に電話したところ「三重県との協定で障がい者用の駐車場を増やしました」とのことでした。障がい者用の駐車場の利用率が高いのであれば仕方がないと思うのですが、この措置はあまりに行き過ぎではないでしょうか。ある程度は障がい者への配慮が必要と思いますが、度を過ぎた配慮は恨みに変わってしまいます。一般駐車場が満車で、障がい者用の駐車場に空きがある場合には、障がい者用の駐車場を使用しようと思ったぐらいです。障がい者への配慮も必要ですが、過保護とも取られる施策は慎むべきではないでしょうか。	健康福祉部	健康福祉総務課	ご意見をいただきましてありがとうございます。県では、公共施設や商業施設などに「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、その利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成24年10月1日から開始しました。当制度では、身体に障がいのある方のほかにも、知的、精神障がいのある方や、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方を対象としており、これらの方々の外出を支援することを目的としています。この制度が成り立つためには、皆さま一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。歩行が困難な方が利用しやすい駐車場となるよう、何とぞご理解、ご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
7	2013/2/19	電子メール	提案意見	予防接種について	ここ数年、風疹が大流行しています。そこでかかりつけの内科医に風疹の抗体検査をしてほしいと頼んだところ、前例がないためできないと言われました。また、風疹の予防接種も子どもにはしているが大人にはしていないとのことでした。近くの内科医数軒に問い合わせても同じような結果でした。市のHPより、健康センターに問い合わせても「大きな病院に行ってください」と言われました。こんなに風疹が流行しているのにかかりつけ医で予防接種できないことをとても疑問に思います。妊婦が感染すると生まれる子どもに疾患が出るという警告するばかりでなく、大人に対しての予防接種が受けやすい環境にしていきたいです。県内の個人病院にも大人の予防接種のガイドラインを作っていただきたいです。よろしく願い致します。	健康福祉部	業務感染症対策課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。成人の風しん患者が昨年から全国的に流行しています。ご存知のように妊娠中の女性が感染すると胎児に障害が残るリスクがありますので、周りの人から感染しないよう厚生労働省が予防接種による感染予防を呼びかけています。しかしながら、成人が行う予防接種は任意の予防接種に位置づけられ自由診療になりますので、各市町においては、幼児を対象とする定期の予防接種のように医療機関を指定していないのが現状です。本県では、予防接種を行う医療機関としてワクチン別、市町別などの条件設定により、お住まいに近い医療機関を検索できるシステム「医療ネットみえ」を本県ホームページでご覧いただけるようになっています。検索した医療機関におは、成人の風しん予防接種が受けられるか事前にご確認のうえ、受診くださいますようお願いいたします。なお、市町や保健所の予防接種担当部署に対して、医療ネットみえを利用した検索方法等を周知しました。 ◆「医療ネットみえ」のURL http://www.qq.pref.mie.lg.jp/WP9954/RP995401BL.do	すでに実施している

8	2013/3/13	電話	要望	子どもの医療費について	子どもの医療費のことで三重県に改善していただきたいことがあります。私の住む市では中学卒業まで医療費は無料なのですが、一度窓口で立て替えて、2ヵ月後に振り込まれるというシステムです。他県では窓口で負担しなくてもよいと知人に聞きました。どうして三重県は窓口での立替が必要なのでしょう。「三重県の医療サービスは悪いね」と友達と話しています。社会保障費の増加で、大変なのは私も知っています。「窓口での負担をなくすと、かからなくてもいいのに医療機関を利用して医療費を無駄にする」と思われてこのようなシステムで運営しておられるのかもしれませんが、この心配はあたらなと思います。子どもが病院にかかるのはなるべく控えたいと思っている親がほとんどです。なぜなら、病院でほかの病気をもらうことがあるからです。子どもの医療費は意外と高額です。このような想定外の出費には計画的に備えることも出来ません。若い世代の親は収入もあまりないので本当に困っています。安心して子育てが出来ないので、第2子も考えられません。窓口での立替制度の改善をしてください。	健康福祉部	地域福祉課	子ども医療費助成制度について貴重なご意見をいただきありがとうございます。窓口負担をなくすこと（現物給付）については、国民健康保険の国庫負担金等が減額されることによって市町の負担が増加するという課題があります。この現物給付に関する減額措置については、国に対して廃止するよう要望しているところですが、実現には至っておりません。また、三重県で調査したところによると、既に現物給付を導入している他県では、現物給付の導入後に子ども医療費助成額が増加していることから、現物給付の実施により、医療費が増加することが予想されます。こうした課題があるため、三重県としては、現物給付よりも、まず対象範囲の拡大を優先することとし、平成24年9月から、市町の実施する子ども医療費助成事業に対する県補助の範囲を小学校6年生までに拡大したところです。なお、現行の償還払い制度においても、一度資格取得手続きを行えば、受診毎に手続きすることのない自動償還払い方式としており、受給者の負担の軽減を図っているところですので、ご理解いただけますようお願いいたします。	施策の参考とする
9	2013/2/12	電子メール	要望	障がい者作業療法施設の建設について	うつ病で、県立こころの医療センターで作業療法を受けていますが、年齢とともに津までが遠く感じてきました。津に在住の障がい者の方々は利用が便利ですが、同じ県民でも伊勢より南部の人はなかなか利用できません。ガソリン代も高く利用が難しいのが現状です。せめて松阪以南に陶芸や革細工の作業療法施設の建設を検討願いたくメールしました。予算を立てるのは大変な時代ですが、よろしく検討願います。	健康福祉部	障がい福祉課	うつ病で通院中とのことですが、確かに伊勢以南の地域では医療機関や福祉サービス事業所など社会資源が乏しいのが現状です。また、作業療法という治療の一環として陶芸や革細工を行っている医療機関も、県内ではほとんどないのではないかと思います。県立病院の精神科は、こころの医療センターと志摩病院に設置しています。しかし、志摩病院は、平成24年4月から指定管理者制度が導入され、現在は公益社団法人により管理運営されています。県が運営している精神科病院は、こころの医療センターだけとなりました。松阪以南に施設をとこのご要望ですが、今後、新しい県立施設をつくることは甚だ困難な時代だと思えます。ご要望には即さない回答となりましたが、どうかお大事になさってください。	反映は困難である
10	2013/2/27	電子メール	提案意見	県内全医療機関及び全受診科目が載っている本の出版について	県内の全医療機関及び全受診科目が載っている本を何処から出版してください。初診の場合、全医療機関の全受診科目が解らないので、電話帳の広告で見つけるしか手がありません。	健康福祉部	医療企画課	三重県では医療法の規定により、医療を受ける方が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的として「医療ネットみえ」というホームページの中で、県内全ての医療機関の情報を掲載しております。このホームページは、医療機関の名称、所在地、電話番号をはじめとして、診療科目や診療日、診療時間など様々な情報を掲載しており、また、医療機関の選択に必要な情報を容易に検索できる機能を持っております。したがって、「医療ネットみえ」をご活用の上医療機関の受診科目をご確認いただけますようお願いいたします。なお、ご意見としていただいた県内の全医療機関及び全医療機関の全受診科目が載っている本の出版につきましては、現在のところその予定がありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
11 (38)	2013/2/25	電子メール	照会	医師の当直について	医師の当直を労働として認めるという判決が出たと聞きました。医師が病院に泊まっている時間は全部労働だということだそうです。三重県の医師はちゃんと賃金をもらえているのですか。それとも、当直という名目で、固定給なのですか。どうなっているか知りたいです。労働基準法に沿って働いているのか心配です。	健康福祉部	進地域医療課	医師を含め、労働者の労働条件の確保等については、労働基準関係法令に基づき国の労働基準監督署の所管となっており、三重県では実態を把握していません。	反映は困難である
12	2013/3/11	電子メール	提案意見	飲食店の喫煙の情報について	受動喫煙防止法では、公共の場である飲食店では分煙か禁煙にすると定めているのにグルメ雑誌やインターネットで喫煙可の情報を載せています。これは法律違反ではないですか。法律を遵守している完全禁煙の店が不利になるという状況を是正すべきではないでしょうか。グルメ雑誌やインターネットの飲食店情報には喫煙不可完全分煙の店のみを載せるのが良いと考えます。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございます。健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定された受動喫煙の防止については、平成22年2月および平成24年10月に出生した厚生労働省健康局長通知において、公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきと明言され、受動喫煙防止対策の徹底について関係方面への周知および円滑な運用に配慮することが求められております。しかしながら、本通知には法的拘束力はなく、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙の防止対策を進めることとされており、全面禁煙の実施は、各機関の判断に委ねられている現状があります。よって、三重県ではこの通知を受け、各部署と連携を図り関係団体に広く周知すると共に、受動喫煙防止対策への協力を依頼しております。また、三重県では平成18年より、終日完全禁煙の飲食店等を「たばこの煙の無いお店」として認定制度を開始し、平成25年2月末現在286店舗を認定しております。今後も引き続き周知を行い、飲食店のみならず企業や施設等、公共的な場の全面禁煙に向けて啓発を実施してまいります。	すでに実施している
13	2013/2/20	電子メール	提案意見	犬の殺処分について	迷子犬が期日までに飼い主が現れないと殺処分になるとのことです。何人か引き取りに行きましたが、三重県の規則で飼い主でないと渡せないで殺処分になると言われているそうです。引き取るという人がいるのにおかしいです。どのような規則なのですか。そのようなおかしい規則は改定して命のことを考えられるようにしてください。飼い主に渡せないのなら殺すなんてひどすぎると思います。犬が殺される前に新しい飼い主を募ってください。くれぐれも心無い対応はしないでください。助かるはずの命です。殺さないようにしてください。	健康福祉部	所伊保勢保健衛生福祉室	お問い合わせのあった犬については、幸いにも飼い主が見つかり、無事に返還することができました。保健所に収容された飼い主不明の犬猫については、当該犬を含め飼い主への返還に取り組み、飼い主が見つからなかった場合は、事前に申し込みをいただいている譲渡希望者への譲渡も行っています。今後も適正管理・終生飼養の啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	すでに実施している
14	2013/2/19	電子メール	提案意見	犬の保護について	保護された犬を殺すなんて、本当ですか。私は県外に在住していますが、この犬をこちらに送っていただくとこの対応は可能でしょうか。殺すなんて酷いと思います。命は平等のはずです。あなたたちは自分の家族を殺せるのですか。残酷過ぎます。お願いします。殺すのは待ってください。	健康福祉部	所伊保勢保健衛生福祉室	お問い合わせのあった犬については、幸いにも飼い主が見つかり、無事に返還することができました。保健所に収容された飼い主不明の犬猫については、当該犬を含め飼い主への返還に取り組み、飼い主が見つからなかった場合は、事前に申し込みをいただいている譲渡希望者への譲渡も行っています。今後も適正管理・終生飼養の啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	すでに実施している
15	2013/2/19	電子メール	提案意見	保護された犬への対応について	インターネットで見たのですが、保護された子犬を引き取ろうと保護団体が保健所に電話をしたら、事情があるの一点張りで引き取らせてもらえず、調べてみたら保護される時に警察官に噛み付いたらしくそれで意地になって飼い主を探してるらしいとのこと。公務中に小型犬に噛まれたからと言ってこのような対応をするのが三重県のやり方ですか。保護の仕方が下手だったとしか思えません。三重県は迷子の子犬を殺すのが当たり前の県なのですか。美し国とはうたい文句だけなのですか。殺処分の期限が迫っています。対処をお願いいたします。	健康福祉部	所伊保勢保健衛生福祉室	お問い合わせのあった犬については、幸いにも飼い主が見つかり、無事に返還することができました。保健所に収容された飼い主不明の犬猫については、当該犬を含め飼い主への返還に取り組み、飼い主が見つからなかった場合は、事前に申し込みをいただいている譲渡希望者への譲渡も行っています。今後も適正管理・終生飼養の啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	すでに実施している

16	2012/12/3	封書 葉書	要望	ひきこもり支援について	十余年前から子どもがひきこもり状態になり苦慮してきました。同様に悩む親たちも高齢化し、将来への不安を抱えています。今年度「ひきこもり・思春期問題家族教室」に参加して担当の方々の見識と配慮ある運営に救われた思いです。専門家による講演、他県の親たちの活動報告、親同士の交流によって、希望を捨てずにがんばれる勇気や知識・精神的ゆとりを得ることができました。この教室をもっと広め、各地域でも開催する正規の職員を増員するなどが必要だと痛感しました。来年度、当教室をはじめ、ひきこもり支援の予算が削減されると聞き、驚きにたえません。文科省も「不登校はだれにでもおこりうる」との認識を示しています。不登校やひきこもりは、国・県をあげて支援していくべき問題ではないでしょうか。予算が削減されることになれば私たち家族のよりどころがなくなってしまいます。予算削減ではなく、さらに増額して支援内容をもっと豊かにしていただきますよう強く要望いたします。	健康福祉部	こころの健康センター	このたびはひきこもり支援について貴重なご意見をいただきありがとうございます。また、こころの健康センターで開催しております「ひきこもり・思春期問題家族教室」にご参加いただき、ありがとうございました。県では、来年度も引き続きひきこもり支援の取組に努めて参りますので、ご理解いただきますよう今後ともよろしくお願いいたします。	すでに実施している
17 (41)	2013/2/27	電子メール	提案意見	県有施設における青少年の利用状況及び中高生の喫煙に関する問題について	県有施設において、中学生と思われる女子数名の会話の中で「2階でタバコを吸ってきた」という声が聞こえてきました。以前にも中学生と思われる男子の会話で「タバコを吸って来た」という声が聞こえたことがあります。また、何度か中高生が無断で談話コーナーのコンセントを利用しているのを見たことがあります。青少年の育成という観点から、県有施設でこのようなことが発生するのは大変問題だと思います。また、飲食店の喫煙席に高校生が入っていることがあります。受動喫煙という点で、これも問題だと思いますが、学校や保護者、教育関係者は把握しているのでしょうか。適切な対応をお願いします。	環境生活部	文化振興課	生涯学習センターでは、現在、午前・午後各1回程度の警備員による巡回と、職員による随時の巡回を実施しており、電源の無断使用が確認された場合には使用中止を求めています。今後も、無断使用が確認された場合には使用中止を求めています。	すでに実施している
18	2013/1/9	電子メール	要望	県有施設の運営実態について	県有施設において、職員の過剰な時間外労働に対する賃金のほとんどが支払われないなど、悪質な運営が行われています。関係者への聞き取り調査をお願いします。	環境生活部	文化振興課	ご指摘のあった県有施設については定期的に運営状況の報告等をいただいているところであり、お申し出のあったような事実が確認された場合は、適切な運営が図られるよう要請してまいりたいと考えています。	すでに実施している
19	2013/3/11	電話	苦情	四日市市の大気状況について	三重県のホームページの「大気状況」のページを見ているのですが、四日市市はPM2.5が値が載っていません。これ程神経質になっているのに四日市市が載っていないのはおかしいです。きちんとした行政を行ってほしいと困ります。	環境生活部	大気・水環境課	このたびは、三重県のホームページをご覧いただきありがとうございました。四日市市内のPM2.5の測定については、平成25年3月現在、北消防署と納屋の2ヶ所で測定を行っており、それらを合わせると県内19ヶ所の速報値をホームページに掲載しています。ご覧いただいたホームページ「三重県の大気状況」では、PM2.5以外の大気汚染物質の状況も表示しており、測定局数や測定項目数が多く、PM2.5の情報が一画面に表示されず探しにくかったものと思われませんが、表示された部分を下に移動していただくと、再度四日市市の測定局が表示されますのでご覧ください。なお、別途、測定地点ごとにPM2.5濃度の昨日までの一時間値をまとめPDF形式で提供するページを作成していますのでご参考にしていただくと幸いです。三重県ホームページのトップページ「注目情報」の「微小粒子状物質（PM2.5）濃度の1日平均値（速報値）」をクリックするとご覧いただけます。	すでに実施している
20	2013/3/6	電子メール	提案意見	NPO法人における出張時の決済について	三重県所轄のNPO法人にて、出張時に個人のクレジットカードにて決済を行い後日、現金でという行為が団体責任者により日常的に行われているようです。NPO法人は法人格を所有していますから、クレジットカードのポイントやマイレージについても特定非営利活動団体として法人専用のカードを用意し、それらのポイントやマイレージについても透明性を確保するべきではないでしょうか。ポイントやマイレージに関する運用や監査を県で統一を図っていただければと思います。	環境生活部	NPO共同参画	ご意見ありがとうございます。市民活動団体等の任意団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得し、NPO法人（特定非営利活動法人）になることができます。この法律では、NPO法人が自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきとの考えがとられ、できる限り行政の関与を少なくするべきとの考え方に則っています。したがって、今回のご相談については、行政の監査等で強制されるものではなく、あくまでNPO法人が信頼性を高めるために自主的に取り組むべき課題であると考えます。今回のご意見も含めて、今後もNPO法人の信頼性や社会的認知の向上のための支援に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。	施策の参考とする
21 (A)	2013/2/13	封書 葉書	苦情	職員の行動について	先月、県の施設に用事があり、事務室の外で待っていると、外にまで聞こえるくらい大きな怒鳴り声が聞こえてきました。しばらくすると、ある職員が出てきて何やらぶつぶつ文句をいっているようでした。その興奮状態からすると、間違いなく先ほどの声の主だと思われます。年の頃は50代半ばくらいで、恐らくそれなりの役職なのでしょう。部下を叱責していたのかどうかはわかりませんが、あまりにも非常識な態度です。こちらが怖くなってしまいました。県の職員にはあのような人が多いのでしょうか。	環境生活部	斎宮歴史博物館	ご意見どうもありがとうございます。職員の言動で不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。三重県では、県民の皆様へより良いサービスを提供できるように、働きやすい職場づくりにつとめているところであります。今回のご意見を参考に、今後とも、該当職員のみならず、全職員で、職員間の指導の在り方、職務態度に十分注意してまいります。	すでに実施している
22	2013/3/20	電子メール	提案意見	紀勢本線について	紀勢本線は津駅～多気駅の間が単線のため、列車運行の隘路になっていてダイヤの遅れが常態化していますが、将来的に複線化できれば改善できるはずですが、元々、阿漕駅～高茶屋駅、松阪駅～徳和駅、宮川駅～山田上り駅間は複線でしたが、戦争のために軍事輸送用として別の線路に使うために撤去されたので、複線にできる鉄道用地がそのまま残っています。私達が利用率を上げることで鉄道事業者も消極的な設備投資の姿勢を改めると思います。 1 パーク＆ライドの促進。 2 交通弱者（高校生・高齢者）が利用しやすいように建替え時は駅周辺に学校・病院・官公庁を計画的に移す。 3 広報誌などを通して鉄道がCO2削減や省エネ効果あることを継続して啓発する。鉄道・バスの大切さを訴える。 4 沿線のイベントの宣伝と鉄道利用を広報誌や各種媒体で伝え、南北の交流・移動を促進する。 5 「青春18きっぷ」など割安なきっぷの認知度を高めて鉄道を上手に利用してもらう。 6 紀勢本線各駅の徒歩圏10分以内くらいで各戸の鉄道利用状況調査と利用の条件調査、時刻表配布や沿線のイベント・祭りの紹介。	地域連携部	交通政策課	このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。三重県では、県内市町と連携して、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」を組織し、県内旧国鉄線の整備促進を図り、地域住民の利便性向上に寄与することを目的に、事業者や国等に要望活動などを行っています。複線化等について、事業者は慎重な姿勢を崩していませんが、こうした活動の結果、昨年3月のダイヤ改正で亀山駅での乗継の改善、さらに今年3月のダイヤ改正で「快速みえ」の名古屋発車時刻が見直され、東京発の「のぞみ」からの乗り換えがスムーズになるなど、利便性の向上が図られています。ご提案いただいた事項については、今後の参考にさせていただき、さらなる利便性向上を目指して、県内市町等と連携し活動していきたいと考えています。	すでに実施している

23	2013/3/10	電子メール	提案意見	市民会館の利用について	市内の会館で体験型の行事が実施されていて、参加者が体験料を支払うことになっているようです。これは行政財産である市民会館の目的外使用として、地方自治法上禁止されているものではないかと思われます。適法性について調べていただき、万が一法律に違反している場合は、是正の指導をお願いします。	地域連携部	市町行政課	ご意見をいただきありがとうございます。いわゆる市民会館と申しますのは、地方自治法上は公の施設（法244条）ということになると思われます。この公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置されるものであり、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならないと規定されています。また、不当な差別的取扱の禁止規定はありますが、営利目的の利用を排除するといった規定はありません。実際の管理運営は、こうした法律の規定、並びに条例で定められているところから従って行われています。ご指摘いただいた件については、市において条例等に照らして使用を認めているものと思われませんが、条例の内容や使用を認めた経緯等については、市にお問い合わせていただくことが適当かと思えます。ご理解の程、よろしく願いいたします。	反映は困難である
24	2013/2/26	電子メール	提案意見	「美し国おこし・三重」の事業について	「美し国おこし・三重」フォトコンテストについて、表彰式、賞品等について誠に遺憾なことがあります。表彰式がグランプリと準グランプリの方のみだけなのに、審査員特別賞の人にも表彰式の案内をなぜ出すのですか。他人の喜びを悔しい思いをしている者に、表彰式への招待はあまりにも失礼かと思いませんか。また、審査員特別賞が1,000円程度のインスタントカメラでは格差が有り過ぎ承服致しかねます。「美し国おこし・三重」の事業は何の意味であるのか考えさせられます。	地域連携部	ロージ美エシク国おこし・三重」推進部	入賞と表彰式のご案内にあたり、ご案内の文面で不愉快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。今後、文書事務にあたっては、改善に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。「美し国おこし・三重」フォトコンテストについては、総合的にテーマプロジェクトの情報発信を進めるため、平成24年度「美し国おこし・三重」テーマプロジェクト情報発信業務受託者選定プロポーザルにおいて最優秀提案となつた提案業者の委託業務の中で実施したものです。多くの方にご応募いただき、テーマプロジェクトの総合的な情報発信に一定の成果があったと考えているところですので、こちらにつきましてもご理解いただきますようお願いいたします。今後とも「美し国おこし・三重」の取組についてご理解、ご支援賜りますようよろしく願います。	施策の参考とする
25	2013/2/25	電子メール	提案意見	三重県営球場について	先日の新聞報道で「三重県はプロ野球を招致できるような球場、Jリーグが開催できるような球場等の新設を断念した」とありました。残念至極です。東海四県（愛知、岐阜、三重、静岡）でプロ野球、Jリーグが開催されないのは三重だけです。特に野球場の設備は劣悪きわまりなく、47都道府県の中で、多分最低の部類に入ると思っています。その中部台球場を「現状維持」でいくというセンスは信じられません。一度近県の野球場を一目みてきてください。どこも素晴らしい球場です。三重県はこの点では「天文学的」差がついています。多くの高校野球ファン、県民が「なんとかしてほしい」と思っています。インターハイや国体が近年開催されるというのに、全く「危機感」がないのは不思議です。先日、決定した「新設等は断念」を断念していただきたく思います。	地域連携部	スポーツ推進課	貴重なご意見ありがとうございます。プロスポーツ（プロ野球、サッカーJリーグ）公式戦が開催できる施設については、県民に夢や希望、感動を与える場であるとともに、競技力向上の拠点施設、生涯スポーツの発表の場など本県に必要な施設として、「三重県スポーツ施設整備方針」に位置づけ、また、今年度策定予定の「三重県スポーツ施設整備計画（仮称）」でも同方針を踏まえ、両施設の整備について検討を重ねてきました。プロ野球公式戦開催可能な施設について、県の単独整備だけでなく、市町の主体的な整備との連携も踏まえながら、幅広い整備手法を検討して計画期間内の整備が図れるよう、取組を進めてまいります。	すでに実施している
26	2013/2/25	電子メール	提案意見	県営施設改修計画の白紙撤回について	鈴鹿スポーツガーデンサッカーラグビー場の改修計画の白紙撤回の報道を読んで激しく憤りを感じます。J1の基準が厳しくなり財政的に困難とのことですが、計画を発表する以前にJリーグとの情報交換はなかったのですか。あまりにお粗末ではないですか。J1がダメならプロ野球の開催できる野球場は整備したいそうですが、プロチームが使用する具体的な計画はあるのですか。野球場は整備したが、年間数試合使うだけで、試合の日だけ来て帰っていくのでは本当に県民のスポーツ文化は豊かになるのでしょうか。スポーツとして野球とサッカーの比較は意味を持たないと思いますが、年間数試合の他県のプロ野球チームの試合を観るために税金を使うのか、プロでなくても地域に根差して上を目指している地元のサッカーチームやラグビーチームの発展のために税金を使うのかという、単純な金額の比較ではなくもっと深く考えていただきたいと思えます。最後にこの計画に関わる方には三重県のチームの試合会場に足を運んでいただきたいと思えます。そうすれば、このような机上だけの計画が進められることはなくなるのではないかと思います。	地域連携部	スポーツ推進課	貴重なご意見ありがとうございます。プロスポーツ（プロ野球、サッカーJリーグ）公式戦が開催できる施設については、県民に夢や希望、感動を与える場であるとともに、競技力向上の拠点施設、生涯スポーツの発表の場など本県に必要な施設として、「三重県スポーツ施設整備方針」に位置づけ、三重県スポーツ施設整備計画（仮称）でも、両施設の整備について検討を重ねてきました。Jリーグ公式戦開催可能な施設については、Jリーグや他県の整備予定施設などの情報収集を行いながら、三重県スポーツ施設整備計画（仮称）（中間案）に位置づけ、整備に向けて検討を進めて来たところですが、しかしながら、公益社団法人日本プロサッカーリーグから公表された「2020スタジアム検査要項（案）」については、本計画の中間案で想定していた以上に多大な財政負担を伴うこと、さらには、Jリーグの検査要項が検討中であることから、今後のJリーグの動向や県内クラブチームの状況などを注視することとしました。このことから、県営鈴鹿スポーツガーデンサッカー・ラグビー場については、引き続き、県の拠点施設として、現在の仕様で維持管理していくこととします。	施策の参考とする
27	2013/2/27	封書葉書	提案意見	非常勤嘱託員の採用方法について	保安林指定施業要件変更事務嘱託員の雇用期間につきましては、平成25年3月31日までということでハローワークを通じて募集されたことと承知しております。また、その際には、契約更新の可能性の有無について、「なし」と明示されての採用かと存じます。平成25年度の採用につきましては、現在任用の方を優先的に採用するのではなく公平性の観点から改めてハローワークを通じて求人し、その中から優秀な方を採用すべきだと思います。	農林水産部	所四総日務市企農画林室商工環境事務	ご意見いただきありがとうございます。保安林指定施業要件変更事務事業については、国の事業を利用していることから単年度単位で実施しています。そのため当該事業に従事する嘱託員の任用期間については、平成24年度は平成24年5月1日から平成25年3月31日までとしています。県の財政事情から国の事業がなければ当該事業が実施できないこと、平成25年度の国の事業が未定であったこと、年度ごとに国との事務手続きが完了しないと募集できず複数年度の継続雇用ができないことにより、ハローワークの求人では、契約更新の可能性は「なし」とさせていただいております。平成25年度については、まだ残事業がありますので引き続き予算要望をしているところです。国の事業に採択されれば、事務手続き完了後に改めてハローワークを通じて求人し、面接選考により公正な採用をする予定です。	すでに実施している
28	2013/2/25	電話	苦情	耕地整理について	居住市内で耕地整理を行っていますが、ダンプが土・日も通るので、大変迷惑です。何とかしてください。	農林水産部	所四農日村基盤林室商工環境事務	工事車両の通行にご協力をいただきありがとうございます。官公庁の休日には基本的に工事施工を行わないこととしていますが、工事現場の事情から官公庁の休日に作業を行う必要が生じることもあります。工事車両の通行に関し、極力平日に通行するよう工程の調整を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。今後ともお気づきの点などがございましたらお知らせください。	すでに実施している

29 (A)	2013/2/27	電子メール	苦情	職員の勤務態度について	松阪庁舎の農林商工環境事務所に呼ばれたので8時30分に向かいましたが、8時30分を過ぎても平気で遅れてくる工事関係の職員とありますが、年配の職員が数名いました。急ぐ様子もなく、平然とやってきます。フレックスタイムなのですか。あと、茶色の髪の職員も多くおり、不愉快な気分になりました。	農林水産部	総務部 農林部 企画部 環境部 環境事務所	職員は、始業時間である8時30分までに業務開始の準備を行い、8時30分から業務を開始できるよう、余裕を持った登庁を心がけることが大切です。勤務時間の厳守につきましては、会議等機会あるごとに職員に対して指導・徹底を図り、勤務規律の確保に努めているところです。しかし、今回いただきましたご指摘を踏まえ、改めて職員に指導・徹底を行い、県民の皆さんからの信頼を損なうことのないよう勤務規律の確保に努めてまいります。また、身だしなみにつきましては、職務を行うにふさわしく、かつ、来庁者に不快感、違和感を与えない身だしなみを心がけるべきであり、このことはこれまでも職員に周知しているところです。今回ご指摘いただきましたことを受け、会議等の場でさらに指導し、県民の皆様気持ちよく来庁していただけるよう努めてまいります。	すでに実施している
30 (36) (A)	2013/2/27	電子メール	苦情	職員の服装について	伊勢庁舎の駐車場で待っていたら、土木パトロールの方や農林事務所の職員が作業服で出勤していました。作業服は現場作業をする時に着るものではないのでしょうか。出勤服にしていいていいのでしょうか。	農林水産部	事務部 伊勢庁舎 農林部 水産部 水産部 商工部 環境部	ご指摘頂きました件につきましては、当該職員に確認しましたが、そのような事実は確認できませんでした。県では、作業服や防寒服など職務遂行上必要な被服を職員に貸与していますが、特別な事情がない限り通勤時での着用は認めていません。当事務所は、現場が中心の事務所であることから、出勤後作業服に着替えて業務に従事しているところであります。頂きましたご意見につきましては、会議の場で周知し、県民の方々に誤解を招くような行動は慎むよう徹底を図りました。	すでに実施している
31 (A)	2013/1/21	電子メール	激励賛同	電話対応について	最近電話をした際の雇用経済部の職員の対応がとても良かったです。電話対応は顔が見えない分、特に大切です。数年前に比べ県民目線の対応が実践できてきており、気持ちが良いです。	雇用経済部	雇用経済部 総務課	この度は、職員の電話対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございました。これからの業務向上にあたっての更なる励みとさせていただきます。今後とも、県民の皆様への接遇向上に努めてまいります。	すでに実施している
32	2013/3/11	電子メール	提案意見	精神障がい者の雇用について	私の子は精神障がい者です。学生の頃の発症のためアルバイトも仕事にも就いたことがなく、10年近くの闘病を経て少しずつ働きたいという意欲が出てきました。しかし、年2回の障がい者就労者説明会には100名以上の応募に対して20社しか参加がなく、しかも精神障がい者を理解しようとする姿勢が見られないようです。実際、私が今働いている会社にも精神障がい者に対する差別があります。そのような企業がほとんどではないのでしょうか。障がい者はなりたくてなっているのではありません。将来、親がいなくなって、少ない障がい者年金では生活もままなりません。また、働くことで社会とのつながりを持ち、生きていく力も湧くのではないかと思います。自殺者が多いのは、病気が原因だけでなく、生きていけない、生活できない苦しさから、自ら命を絶つ方もいるのではないのでしょうか。企業が努力しないのなら、行政が働く場所を提供する姿勢を見せていただきたいです。よろしくお願いたします。	雇用経済部	雇用対策課	県内の障がい者の雇用については、厳しい状況であり、特に精神障がい者については、毎年、新規就職申込件数が増加し、非常に厳しい状況にあると認識しています。このような状況の中、県では三重労働局、ハローワークと連携し就職面接会の開催などに取り組むとともに、障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業訪問を通じて、障がい者雇用への理解促進、求人開拓に取り組んでまいりました。これらの取組や社会の意識の変化もあり、ここ数年は、徐々にではありますが、ハローワークを通じた障がい者の就職件数、特に精神障がい者の就職件数は増加傾向にあります。県では、企業に対して、今後も障がい者雇用の重要性等を説明し、理解の促進と求人の開拓を進め、より一層の障がい者の雇用の促進に努めてまいります。	すでに実施している
33	2013/2/18	電子メール	提案意見	三重県の雇用対策について	三重県の雇用、インフレにメスを入れる対策として、企業に対し雇用拡大や給与アップを呼びかけしても、変わらないのが現実です。そこで、企業に対し雇用に係る法令等を厳格に遵守させることを提案します。サービス残業やパワハラが横行している日本社会の暗黙のルールを、徹底的に法律で規制しては行かれますか。日本人は働き過ぎと言われておりますが、これは「働き過ぎ」ではなく、企業が一人の人間に対し二人、三人分の仕事をさせているからです。「働かせ過ぎ」なのです。一人の許容範囲である仕事量をオーバーし、サービス残業を暗黙の了解として、雇われる側も泣き寝入りしているのが実情です。そのため、飲酒運転同様に、パワハラやサービス残業の規制を強化し、法律を厳守させれば、企業は割高な残業をなくし、賃金の安い若者を雇います。そうすれば社会問題であるパワハラ、サービス残業が無くなり、失業者の減少にもつながります。また、違法労働させていた企業がダメージを負いブラック企業が浮き彫りになります。	雇用経済部	雇用対策課	三重県の雇用対策に関してご提案いただきありがとうございました。現在、三重県は労働基準行政等を所管している三重労働局等と連携しながら、企業における長時間労働やパワーハラスメント等の労働問題への対応として、企業等への啓発活動を行っているところです。また、県は三重県労働相談室を開設し、労働者からの様々な相談に対応する中で、必要に応じて労働基準法に基づく監督権限を持つ労働基準監督署に相談を勧めるなどのアドバイスを行うことで、労働に関する課題の改善に努めています。長時間労働をはじめとする労働問題について、引き続き三重労働局等と連携し、改善に向けて取組を行ってまいります	すでに実施している
34	2013/3/13	電子メール	提案意見	メタンハイドレートガスについて	三重県と愛知県沖でメタンハイドレートガス採掘実験が成功したとの報道があり、国民としても地元民としても期待が高まります。ニュース報道では、三重県知事と愛知県知事のお二人のコメントが報じられていました。私自身、自治体としてのメリットについて現時点で詳しい知識はありませんが、短い映像からだけでも県同士の誘致合戦的な雰囲気を感じましたので、県単位の戦いではなく、もっと大きな視野で、同じ東海地方の2県として協力し合って進めていくことが大切ではないかと思います。ぜひとも連携体制を築いて頑張ってくださいものです。	雇用経済部	エネルギー政策課	今回のガス生産実験において、メタンハイドレートの海洋産出が世界で初めて採取に成功したことは、商業化の実現に一歩近づいたと、大変喜ばしく、今後の地域活性化や新たなエネルギーの創出に期待を寄せています。米国でも、困難であったシェールガスの産出を行い、今やシェールガス革命と言われるほど経済や地域の活性化に非常に良い影響を与えています。今回の産出実験場所は、志摩半島から54km、渥美半島から74kmと、三重県が最も近いことから、地域活性化への期待感とスピード感を持って、今月(3月)中にも研究会を立ち上げていきたいと考えています。他県との連携等については、今後、地域の産業振興や経済の活性化に結びつけられるような具体策を検討する中で、模索していきたいと考えています。	施策の参考とする
35 (A)	2013/2/27	電子メール	苦情	職員の服装について	1月30日に松阪庁舎へ出向いた時、通勤に作業ズボンで出勤している方々がおりました。事務所に行かずそのまま仕事であればわかりますが、作業服での出勤は認められているのですか。後ろからついて行くと、職員駐車場の車から降りてきた方は建設事務所の職員とわかりました。翌日も出向くと作業ズボンで出勤している方々がおりました。後ろからついて行くと1人は建設事務所の職員とわかりました。既に作業ズボンに着替えている方も見えたのですが、作業服での出勤は認められているのですか。作業服は通勤服ではないのではと思います。	県土整備部	務松部 阪管部 建設部 管理室 建設部 事務所 総務課	県では、作業服や防寒服など職務遂行上必要な被服を職員に貸与していますが、通勤等に着用する場合は、あらかじめ所属長の承認を受ける必要があります。ご指摘いただきました職員につきましては、出勤直後に緊急出勤等の可能性があることから、所属長からあらかじめ着用の承認を得ていたものです。今後とも、作業服を着用するときは、県民のみなさまの誤解を招くことのないよう、作業服の適正な使用について、職員への周知を図ってまいります。	すでに実施している

36 (30) (A)	2013/ 2/27	電 子 メール	苦情	職員の服装 について	伊勢庁舎の駐車場で待っていたら、土木パトロールの方や農林事務所の職員が作業服で出勤していました。作業服は現場作業をする時に着るものではないのでしょうか。出勤服にしていいていいのでしょうか。	県土 整備 部	全 伊 室 勢 建 設 事 務 所 保	今回いただきましたご意見について、職員に確認いたしました。作業服で出勤しているような事実は確認できませんでした。作業服の適正な使用については、平素より周知・徹底を図っており、今後も、県民の皆さんから誤解を招くことの無いよう、改めて作業服の適正な使用について、所内会議を通じて、所内の全職員に徹底を図りました。なお、出勤直後に現場へ出向く必要がある時や、災害時など緊急時に即現場対応すべき必要がある時は、所属長の承認を受け、通勤時に作業服を着用する場合があります。	す で に 実 施 し て い る
37	2013/ 3/7	電 子 メール	提案 意見	伊勢道路に ついて	伊勢道路（伊勢市宇治館町から志摩市磯部町川辺までの15.2km）は大変危険な道路です。制限時速40キロの追い越し禁止の道路ですが、事故が多くていつも大渋滞になります。理由1. 道幅が片道1車線しかありません。あまりにゆっくりのため、眠たくなって事故しそうになります。理由2. 休憩できるところが全くありません。理由3. 見通しが悪い道なのによく強引な追い抜きなどがあります。この道路の幅を一日でも早く広げて、途中で信号をつけた道の駅とか、休憩所を作ってください。この道が良くなれば、三重県は本当に良くなります。この道は、志摩大王崎への観光の道でもありますし、経済・生活の大動脈です。この道が広がり、休憩所が出来たら多くの人喜びます。必ず1日でも早く成し遂げてください。よろしくお願いたします。	県土 整備 部	推 伊 進 勢 室 建 設 事 務 所 事 業	伊勢道路は、伊勢志摩国立公園内や伊勢神宮宮域(ぐういき)林(りん)内を通ることから、道路拡幅等の改良や休憩所等のスペースを確保することが難しい状況のため、これまでに防護柵の設置やすべり止め舗装など交通安全上の対策を行ってきました。現在、伊勢地域と志摩地域を結ぶ新たな道路として、平成25年の神宮式年遷宮にあわせた供用を目指し、第二伊勢道路等の整備を進めているところです。	す で に 実 施 し て い る
38 (11)	2013/ 2/25	電 子 メール	照会	医師の当直 について	医師の当直を労働として認めるという判決が出たとききました。医師が病院に泊まっている時間は全部労働だということだそうです。三重県の医師はちゃんと賃金をもらえているのですか。それとも、当直という名目で、固定給なのですか。どうなっているか知りたいです。労働基準法に沿って働いているのか心配です。	病 院 事 業 庁	県 立 病 院 課	県立病院の医師について回答します。医師の宿日直勤務については、一定の基準を満たした場合、労働基準法に定める、監視又は断続的労働として許可されることとなっています。県立病院の医師については、入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を宿日直勤務として規定しており、労働基準監督署の許可を受けるとともに、その勤務に対しては定額の宿日直手当を支給しています。なお、宿日直勤務中に手術、患者への処置等、通常業務を行った場合は時間外勤務手当を支給しています。	す で に 実 施 し て い る
39 (2)	2013/ 2/27	面談 来訪	提案 意見	県民の声の 公開につ いて	県民の意見に対する回答が県のホームページに掲載されるまでに概ね2ヶ月程度かかっていますが、もっと早くしてください。また、県議会に対する意見の回答については、県議会のホームページでも分かるようにしてください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	県議会のホームページに、県ホームページの該当ページへのリンクを掲載します。なお、いただきましたご意見は、全議員に周知いたします。	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た
40	2013/ 2/17	電 子 メール	提案 意見	体罰に関す るアンケ ートにつ いて	現在、体罰に関するアンケートが実施されていますが、記名式という点について、アンケートが原因で自分の子どもが体罰の対象になったらと思うと何も書けなくなってしまいます。次回があるのであれば、見直していただきたいです。	教 育 委 員 会	教 職 員 課	ご意見ありがとうございます。今回の調査は、体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るために実施するもので、児童生徒への調査については、体罰を受けた児童生徒が特定されないよう、また提出しやすいよう各市町教育委員会及び各学校で工夫するよう要請しています。具体的には、児童生徒に配付した翌日以降に回収を行う、調査用紙を二つ折りにして提出する、調査用紙は担任以外の先生に提出しても構わない、児童生徒から調査用紙を受け取った教員はそのまま管理職に提出する等です。体罰の報告があった場合には、報告があった教員及び児童生徒から内容の聴き取りをさせていただく必要があることから、調査用紙に名前を記入して提出していただくこととしています。差し障りがある場合には、名前の記入がなくても構いませんが、事実確認に時間がかかることがあります。また、学校でのアンケートで答えにくい場合には、体罰に関する電話相談窓口（059-228-0032、平日の9時～17時、月、水、金は21時まで）をご利用ください。	す で に 実 施 し て い る
41 (17)	2013/ 2/27	電 子 メール	提案 意見	県有施設に おける青 少年の利 用状況 及び中高 生の喫煙 に関する 問題につ いて	県有施設において、中学生と思われる女子数名の会話の中で「2階でタバコを吸ってきた」という声が聞こえてきました。以前にも中学生と思われる男子の会話で「タバコを吸って来た」という声が聞こえたことがあります。また、何度か中高生が無断で談話コーナーのコンセントを利用してるのを見たことがあります。青少年の育成という観点から、県有施設でこのようなことが発生するのは大変問題だと思います。また、飲食店の喫煙席に高校生が入っていることがあります。受動喫煙という点で、これも問題だと思いますが、学校や保護者、教育関係者は把握しているのでしょうか。適切な対応をお願いします。	教 育 委 員 会	生 徒 指 導 課	ご意見をいただき、ありがとうございます。未成年者の喫煙は「未成年者喫煙防止法」によって禁止されており、心身が発達上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすことが分かっています。このため、県教育委員会としては、各学校において、保健体育の授業やホームルーム活動、集会等の機会を通じて、喫煙行為の有害性などの指導を適切に行うよう指導助言をしています。中高生の喫煙に関しては、地域社会や保護者の協力も必要であることから、より一層、学校・家庭・地域社会・関係機関との連携を図り、子どもの健全育成に努めていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
42	2013/ 3/18	電 子 メール	提案 意見	投票所入場 券の表記に ついて	性同一性障害の人は選挙票（入場票）に性別欄があるのが苦痛と思う人が多いと思います。他県は性別を表記せずに欄外にわからないようにして数字で表している所があります。三重県ではこのような対策は行わないのですか。	務 選 局 選 局 管 理 委 員 会 事	務 選 局 選 局 管 理 委 員 会 事	ご意見ありがとうございます。お問合せいただきました投票所入場券につきましては、投票時における選挙人の確認等の迅速化、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられることから、市町選挙管理委員会がそれぞれ独自の様式により発行しているものです。県内におきましても、性別欄を表記していない入場券を発行している市町選挙管理委員会もございます。今回いただきましたご意見につきましては、各市町と情報共有をさせていただくことといたします。	す で に 実 施 し て い る